

自転車 マナーブック 強化月間

& 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

実施期間

令和7年

11月1日(土)



11月30日(日)

月間の重点

- ★自転車の交通ルール遵守の徹底
- ★自転車のヘルメット着用の推進
- ★放置自転車の追放

スローガン

- ★危険ですながらスマホで踏むペダル
- ★ヘルメットかぶるあなたはカッコいい
- ★ちょっとだけみんなが困る その放置

STOP!
ながらスマホ



障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなで作りましょう。

大阪府交通対策協議会



◀YouTubeチャンネルはこちら
携帯電話のご利用マナーにご協力をお願いします。

大阪 交通対策 チャンネル



令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます。

道路交通法 改正

自転車の交通違反に交通反則通告制度 (いわゆる **青切符**) が適用されます!!

●主な違反行為と反則金額

携帯電話使用等(保持)
12,000円



指定場所
一時不停止等
5,000円



信号無視
6,000円



遮断踏切立入り
7,000円

軽車両乗車積載制限違反
(二人乗り等)
3,000円

※携帯電話を手にもって通話したり、画面を注視する行為

自転車の交通ルール遵守の徹底

- 自転車は「くるま」の仲間です。原則、車道の左端を走行しましょう。
- 歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- 一時停止の標識がある交差点では、必ず一時停止し、左右を確認しましょう。
- 信号を必ず守りましょう。交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。



歩道を通行することができる場合

- 歩道に「自転車通行可」を示す標識等があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき



自転車のヘルメット着用の推進

大人も子どもも
命を守るヘルメット
を着用しましょう。



自転車の交通事故(令和2年~令和6年)

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の**約6割**が**頭部負傷!**
そのほぼ**全員**が**ヘルメット非着用!**

全死者数
680人

自転車
162人



自転車の死者数の
約58%(94人)が
頭部負傷

頭部負傷のほぼ全員が
ヘルメット非着用!

放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自動車等の通行の妨げになります。駐輪場等の決められた場所に駐輪しましょう。

